

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第12号

今月のテーマ

頼んでいない商品が届いた…



事例

通販会社から荷物が届いたので開封すると、頼んだ覚えのない玩具が入っていた。どのように対応したら良いのだろう。

アドバイス

「頼んだ覚えのない商品が突然送られてきてどう対応すればいいか困っている。」という相談が県内で増えています。

心当たりのない 荷物が届いたら…



●受取を拒否する

注文した覚えがない商品が届いても、受け取る義務はありません。送り主の業者名・住所・電話番号をメモし、受取を拒否しましょう。受取拒否しても宅配業者に迷惑はかかりません。

●誤って受け取ってしまった場合

商品を受け取っただけでは売買契約は成立しませんので、後日請求書が届いてもお金を支払う必要はありません。まずは、消費生活センターにご相談ください。なお、特定商取引法により、商品を受け取った日から14日間経てば消費者が自由に処分することができます。

●不審な業者には連絡しない

返品しようと業者に連絡すると個人情報知られ、トラブルが拡大するおそれもあることから、連絡は控えましょう。

※知人や家族に荷物を送る際は、悪質業者からの荷物と誤認されないよう、差出人氏名の明記や事前連絡を心掛けましょう。

対応に困ったときは消費生活センターにすぐ相談！

◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
(Tel. Me)